

流山市特定子ども・子育て支援施設等指導監査要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の3において準用する法第14条第1項の規定に基づき市が行う質問、立ち入り及び検査等（以下これらを「指導等」という。）及び法第58条の8第1項の規定に基づき市が行う監査について、必要な事項を定める。

（指導等の目的）

第2条 指導等は、法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等に対して、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。）第53条から第61条までを遵守させ、市における施設等利用費の支給事務の適正性を確保することを目的とする。

（指導等の指針）

第3条 指導等は、特定子ども・子育て支援施設等に対し、運営基準第53条から第61条までの規定の内容について周知徹底させるとともに、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図るために実施する。

（指導等の形態）

第4条 指導等の形態は、次のとおりとする。

（1）集団指導

運営基準等の遵守に関して周知徹底等を図る必要があると認める場合に、特定子ども・子育て支援施設等に対し、その内容に並び、特定子ども・子育て支援施設提供者（法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。）を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

（2）実地指導

特定子ども・子育て支援施設等において、提出された書面に関する質問等を行う。その結果により必要があると認められる場合に、運営基準等の遵守に関して、実地により指導等を行う。

(指導等の対象の選定)

第5条 指導等は、全ての特定子ども・子育て支援施設等を対象とし、重点的かつ効率的に実施する観点から、次の選定基準により一定の計画に基づいて実施する。

(1) 集団指導の選定基準

集団指導は、運営基準、制度改正の内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて内容を選定し、実施する。

(2) 実地指導の選定基準

ア 全ての特定子ども・子育て支援施設等に対し、定期的かつ計画的に行う。

イ 運営基準等の遵守状況や、前年度の実施指導の結果から文書による指摘事項への改善を求めたが未実施であること等により、指導等が必要と認められる特定子ども・子育て支援施設等を対象とする。

ウ その他、特に実地指導が必要と認められる特定子ども・子育て支援施設等を対象に実施する。

(指導等の方法等)

第6条 指導等の方法等は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 実施通知

集団指導の対象となる特定子ども・子育て支援施設等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、予定されている指導内容等を第1号様式により特定子ども・子育て支援施設等に通知する。

イ 実施方法

集団指導は、運営基準、制度改正の内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。なお、やむを得ない事情により集団指導に欠席した特定子ども・子育て支援提供者には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるとともに、直近の機会に改めて集団指導の対象にする等の対応をとる。

(2) 実地指導

ア 実施通知

実地指導の対象となる特定子ども・子育て支援施設等を決定し

たときは、あらかじめ実地指導の根拠規定、目的、日時、場所、担当者及び準備すべき書類等を第2号様式により当該特定子ども・子育て支援施設等に通知する。

イ 実施方法

実地指導は、特定子ども・子育て支援提供者から関係書類等を基に説明を求め、面談方式により行う。

ウ 結果通知

実地指導の結果、改善を要すると認められた事項がある場合は、第3号様式により、改善を要する事項等が無いものと認めた場合は第4号様式により通知を行う。

エ 改善報告書の提出

第3号様式により通知した文書指摘事項については、通知から60日以内に第5号様式により改善報告を求める。

（監査への変更）

第7条 実地指導中に、次の（1）から（4）までに該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を行うことができる。

（1）特定子ども・子育て支援施設等において著しい運営基準の違反が確認された場合

（2）特定子ども・子育て支援施設等及び施設等利用給付認定保護者の施設等利用費の請求に不正又は著しい不当が認められる場合

（3）意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合

（4）上記のほか、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の9第1項各号及び法第58条の10第1項各号に該当することが疑われる場合

（監査の目的）

第8条 監査は、特定子ども・子育て支援施設等に運営基準第53条から第61条までを遵守させ、市における施設等利用費の支給事務の適正性を確保することを目的とする。

（監査の方針）

第9条 監査は、特定子ども・子育て支援施設等において第7条に規定する行政上の措置に相当する違反の疑いがあると認められる場合又は施設等利用費等の請求について不正若しくは著しい不当（以下「違反疑義等」という。）が疑われる場合並びに第7条の規定により指導等

から監査に移行した場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施する。

（監査の方法等）

第 10 条 監査の方法等は、次のとおりとする。

（ 1 ） 実施通知

監査を行うことが決定したときは、監査の根拠規定、目的、場所、担当者及び準備すべき書類等を第 6 号様式により特定子ども・子育て支援提供者に対して通知する。ただし、実地指導中において、監査への変更を行った場合等、これにより難しい場合及び事案の緊急性・重大性を踏まえ事前通告なく監査を行う必要性が認められる場合については、この限りではない。

（ 2 ） 結果通知

監査の結果、法第 58 条の 9 第 1 項に定める勧告には至らないが、改善を要すると認められた事項及び施設等利用費等の返還を要すると認められた事項については、第 7 号様式によりその旨の通知を行う。

（ 3 ） 改善報告書の提出

監査の結果として第 7 号様式により通知した文書指摘事項については、通知から 60 日以内に第 8 号様式により改善報告を求める。

（行政上の措置）

第 11 条 違反疑義等が認められた場合には、次のとおり、行政上の措置を行う。

（ 1 ） 勧告

法第 58 条の 9 第 1 項に基づき、次のアからウまでに該当すると認めるときは、当該子ども・子育て支援提供者に対し、第 9 号様式により基準の遵守等を行うべきことを勧告し、当該勧告事項について、第 10 号様式により通知の日から 60 日以内の別に定める日までに改善報告を求める。これに従わなかったときは、法第 58 条の 9 第 4 項に基づき、その旨を公表することができる。

ア 幼稚園又は特別支援学校の設置者及び一時預かり事業を行う者（国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）を除く。）を除く特定子ども・子育て支援提供者が、法第 7 条第 10 項各

号に定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合

イ 運営基準で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合

ウ 法第58条の6第2項に規定する便宜の提供を施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正に行っていない場合

(2) 命令

特定子ども・子育て支援提供者が正当な理由がなくその勧告に係る措置を採らなかったときは、法第58条の9第5項に基づき、当該特定子ども・子育て支援施設等に対し、第11号様式により速やかにその勧告に係る措置をとるべきことを命令する。当該命令事項について、通知の日から60日以内の別に定める日までに改善報告を求める。なお、命令を行った場合には、法第58条の9第6項に基づき、その旨を公示するとともに、遅滞なくその旨を、特定子ども・子育て支援施設等の認可等を行った千葉県知事等に通知する。

(3) 確認の取消し等

特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の10第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る確認を取消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止（以下「確認の取消し等」という。）することができる。確認の取消し等をしたときは、法第58条の11第1項第3号に基づき、遅滞なく、当該特定子ども・子育て支援施設等の名称及び所在地等を千葉県知事等に届け出るとともに、これを公示する。

(聴聞等)

第12条 監査の結果、当該特定子ども・子育て支援施設等の設置者等に対して、命令又は確認の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）を行おうとする場合には、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定

により聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない（同条第2項各号に該当する場合を除く。）。

（関係機関への情報提供）

第13条 市長は、指導等又は監査の結果及び改善報告の内容等について、必要に応じて千葉県その他の関係機関に情報提供を行う。

（委任）

第14条 この要綱に定めるほか、指導等及び監査に必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月31日から施行する。